

令和5年度 第3回 流山市福祉施策審議会会議録

- 1 日時 令和5年8月17日（木）  
午後2時00分～4時40分
- 2 場所 ケアセンター 4階第1・第2研修室
- 3 出席委員  
鎌田会長 中職務代理者 石幡委員 小野寺委員 石渡委員 平井委員  
濱田委員 牧委員 琉委員 釜塚委員 山田委員 南委員
- 4 欠席委員  
肥田委員 中久木委員 鈴木委員 小熊委員 佐藤委員
- 5 出席職員  
伊原健康福祉部長 宮澤健康福祉部次長兼障害者支援課長  
池田社会福祉課長 木村高齢者支援課長 橋本介護支援課長  
平尾児童発達支援センター所長 渡邊健康増進課長  
高齢者支援課  
武林課長補佐 時田課長補佐 影山高齢者介護予防係長 石渡主事  
向後主事  
介護支援課  
竹之内課長補佐 育野課長補佐 三宅地域支援係長 三好介護認定係長  
高橋介護給付係長  
障害者支援課  
白井課長補佐 坂本課長補佐 上山障害者給付係長  
健康増進課  
大屋成人保健係長  
事務局（社会福祉課健康福祉政策室）  
田村健康福祉政策室長 張替主任主査 加藤主査保健師 菊池主事
- 6 傍聴者  
市民5名  
その他の参加者 手話通訳者2名

(司会)

本日はお忙しい中、令和5年度第3回流山市福祉施策審議会に御出席頂きましてありがとうございます。

議事の進行につきましては、流山市附属機関に関する条例第5条第1項の規定に基づき、会長が会議の議長になることになっております。鎌田会長お願いいたします。

(鎌田会長)

皆様こんにちは。本日は暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。本日は成年後見に関する審議も増えましたので、本日の議題は4つございます。審議会はこれまで概ね2時間で終了していましたが、今回は議題が多いことから、途中で休憩をはさみ、4時40分ごろまで審議を重ねたいと思います。4つの議題のうち、成年後見と重層的支援体制整備事業については新しく策定される計画です。

この場で発言していただく皆様の御意見が計画に反映されますので、ぜひ積極的にご発言をお願いいたします。また、高齢者・障害者等に関する計画も直接市民の生活に関わってくる身近なものです。委員になられて日の浅い方も、遠慮なく、積極的にご発言をお願いいたします。

手話通訳が入りますので、必ずマイクを使って、はっきり、分かりやすくご発言をお願いいたします。

会議に入る前に、委員の皆様にご報告いたします。本日の出席委員は12名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定に基づきまして、会議は成立していることを御報告します。なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。

本日は4名の方から、本審議会を傍聴したい旨の申し出がありましたので、会議の傍聴についてご了承願います。また、パソコンの持ち込みの希望がありましたので、ご了承ください。(途中参加で1名追加)

それでは、傍聴者の入室をお願いします。

【傍聴者入室】

(鎌田会長)

それでは事務局から、説明をお願いします。

(司会)

本日は議案が4件ございます。

議題1「流山市成年後見制度利用促進基本計画の策定について」

議題2「第9期流山市高齢者支援計画の策定について」

議題3「第7期流山市障害福祉計画及び第3期流山市障害児福祉計画の策定について」

議題4「(仮称)流山市重層的支援体制整備事業実施計画の策定について」

以上でございます。

また、議事録作成のため、録音させて頂くことをご了解願います。

(鎌田会長)

それでは、まず議題1について説明願います。

【議題1説明】

(木村高齢者支援課長)

流山市成年後見制度利用促進基本計画の策定について(資料1-1)

流山市成年後見地域連携ネットワーク会議設置要綱について(資料1-2)

(鎌田会長)

それでは、只今の説明について、御質問や御意見はありますでしょうか。

(釜塚委員)

今日の資料で成年後見制度の細かいことが分かりました。

以前、高齢の友人から後見人になってもらいたいという相談がありました。ご主人に先立たれ、子どもとも疎遠であるため、私でよければと言ったのですが、口頭で済むようなことなのかと疑問でした。今日の説明で、家庭裁判所での手続きなどを経ないといけないということがわかりましたが、具体的に、どのような手続きで成立するのかお伺いしたいです。

また、その方がしばらくしてから認知症になってしまったため、私に依頼したことを忘れてしまったのですが、こういった場合の扱いはどのようになるのでしょうか。

(木村高齢者支援課長)

認知症になってしまった場合、自分の意思をはっきり伝えられない状況ですが、そういった方々の権利擁護のために必要なのがこの制度です。ケアマネジャーや包括支援センター、申し立てをするご家族などがいない場合、市長が後

見人の申し立てをするような形になります。

(釜塚委員)

そういった方は認知症になってしまっているため、自分でお願いすることができないと思いますが、特別養護老人ホームの施設長などが申請するのですか。

(木村高齢者支援課長)

施設長の名前でも市長への申請ができます。地域包括支援センターや医療機関からもできます。この申請を受けて、市長が後見人の申し立てを裁判所へ提出し、後見人を決定し、その方の財産を管理するという形になります。

(釜塚委員)

認知症になった方が、これを施設長に伝えるということではできませんよね。

(木村高齢者支援課長)

施設の方が、後見人が必要と判断し、申し立てに至ります。

(鎌田会長)

補足として申し上げますが、民法第7条に誰が後見の申し立てをできるか決められていて、本人と4親等以内の親族、その他補助人、保佐人、検察官等が記載されており、決まった方からしか正式な申し立てができません。ただ、釜塚委員のおっしゃるように、誰が財産を守るのかという判断を誰がするのかということとなると、施設に入っている方であればその施設の職員が判断し、市長にお願いするであったり、4親等以内の親族を探したりということをして、その方が正式な申し立てをすることになります。

(木村高齢者支援課長)

最初の質問にあった、認知症になっていない時点で後見人になってほしいということと言われた場合について、一般的には親族や弁護士など資格のある方がでないとなれません。

(釜塚委員)

一般市民はそういったことを知ってらっしゃるのでしょうか。

(木村高齢者支援課長)

まだ制度の普及が図られていないことから、今まで以上に普及啓発を図りたいと考えています。

(鎌田会長)

事務局から親族と弁護士以外は後見人になれないという発言がありましたが、これは少し違うのではないのでしょうか。

(木村高齢者支援課長)

弁護士と固定した訳ではなく、専門的な資格を持った方ということです。

(鎌田会長)

専門的な資格がなくても、本人の意思能力がある場合は、任意契約により後

見人になれると思います。

(釜塚委員)

任意契約は裁判所に届けるのですか。

(鎌田会長)

実際に後見を開始する場合は、裁判所の判断が必要になります。詳しいことは成年後見推進センターに相談してもらおうと良いかと思います。

(南委員)

高校生の教科書にもわかりやすく書かれており、パンフレットが出ています。まずはそこから取り掛かっただけであれば理解が進むのではないかと思います。

(石渡委員)

資料1-1の8p(4)で、流山市成年後見推進センターについて知っているというアンケート結果が3.2%と低い状態です。

資料1-1の5p(3)に、成年後見推進センターでの相談対応件数が記載されていますが、令和4年度では256件で令和3年度の177件から増えているところ、今年度は7月末で172件受けており、倍増している状況であることをお知らせします。

相談内容は、後見制度について、利用と手続き方法についての問い合わせが主なものです。どんどん活用いただきたく思っています。

(牧委員)

平成12年に介護保険と同時に成年後見制度ができ、片方は保険制度、片方は保険制度ではないという形でした。その当時受講した後見に関する研修で、後見人に対する公的な報酬がなく、所得がない者は成年後見制度を利用できない、という印象を持っています。

今回後見人への報酬について記載がありましたが、報酬と利用者の費用はイコールなのでしょうか。また、どの程度の割合が負担されるのでしょうか。資料1-1の20p②市長申立てというのは、市長に申し立てるということですか。

(鎌田会長)

市長が裁判所に申し立てるということです。

(木村高齢者支援課長)

報酬と費用については、今日お配りした「成年後見制度の報酬助成のご案内」をご覧くださいと思います。その方の財産の量によって報酬が変わってきます。財産がある方は報酬が多くなりますし、少ない方は報酬も少なくなります。

(牧委員)

財産が少ない方は助成が少ない、所得や資産がない者は成年後見制度を利用できないということにはなりませんか。

(木村高齢者支援課長)

市の方から助成が出ます。

(牧委員)

安心して後見人も活動していただけるということですね。市民後見人と法定後見人について、研修を受ければ理解できると思います。

(山田委員)

今の報酬と市の助成についてお伺いします。報酬というのは、所有財産と年収などによって決まってくると思いますが、仮に金融財産が2000万円、寡婦の年金が150万円として、一人で身寄りがいなく、認知症だった場合、報酬は自動的に決まると思います。報償費が最低18,000円程度でしたでしょうか。

(木村高齢者支援課長)

裁判所が決めるところです。

(鎌田会長)

補足させていただきますが、先ほど報酬は財産に応じてとありました。報酬は1年ごとに支払うのですが、財産のみではなく、その後見人がどれだけ働いたかも含め、1年ごとに裁判所が通知します。不動産の売却など、大きな仕事をした場合はより多額の報酬を支払うよう、裁判所が決定します。

(山田委員)

18,000円という補助の中で、ある程度その人が施設に入ったままで、生活できるような保障となっているのかということを確認したいです。

(鎌田会長)

助成金を支払われる方というのは、資産がない人ということであり、山田さんの仮定の人の場合、資産が十分にあるため、助成金は支払われず、自分の資産の中で報酬を支払うという形になります。

(山田委員)

全額自己負担で支払う場合、どうやって賄っていくのでしょうか。財産や所得が少ない方は制度利用が難しいということではないかと思いますが、この点はどうでしょうか。

(木村高齢者支援課長)

制度の問題ではありますが、市としては現在の貯蓄や年収で少ない方に対して助成をするというものであり、全ての方への助成ではありません。財産がどんどん減ってしまうということはあると思いますが、生活できないレベルまで資産が減るということではないと判断させていただいています。

(鎌田会長)

次回に引き続き議論を行います。時間の都合があるため、議題2に移ります。  
次に、議題2について説明願います。

【議題2説明】

(田村健康福祉政策室長)

審議会内でいただいたご意見(高齢者支援計画)について  
ヤングケアラー支援に関する記載の追記について

(橋本介護支援課長)

審議会内でいただいたご意見(高齢者支援計画)について

(鎌田会長)

それでは、只今の説明について、御質問や御意見はありますでしょうか。

(小野寺委員)

今日の配布資料「審議会内でいただいたご意見(高齢者支援計画)」に関して、「障害を持つ人が介護が必要になった場合」に関する回答文章「円滑な意思疎通に取り組むとともに～努めていきます。」という部分ですが、「努めていきます。」ではなく、はっきりした文言、例えば「必要であります。」「さらに強化していきます。」などに変更していただきたいと思います。障害者は一般の市民よりも情報が入りにくく遅れるので、もう少し強い表現をしていただきたいと思います。

(鎌田会長)

「地域づくりが必要です。」などといったことでしょうか。

(小野寺委員)

その通りです。

(池田社会福祉課長)

「努めていきます。」のところについては、「必要です。」といった方向で表現を修正させていただきます。内容については検討させていただきます。

(石幡委員)

第2回資料1-2の10p(4)「社会参加の推進」の老人クラブ活動の支援に関連して、団体の解散により数が減っています。自治会数184団体に対して令和5年度は54クラブであり、老人クラブのない自治会が多い状況です。

取組の方向性での記載について、「流山市老人クラブ連合会と協力して、積極的に普及・啓発等を図っていきます。」と記載されていますが、具体的ではなく

実現性に乏しいと思いますので、自治会という文言を入れて、「協働して、自治会に積極的に普及・啓発等を図っていきます。」としていただきたい。

千葉県が発表している老人クラブの会員について、流山市の60歳以上の人口約55,000人に対し、参加者は2,173人と、加入率が3.9%で、97%の方が老人クラブに入っていない状況です。

市が目指している健康都市ということで、趣味を通じた仲間づくりをするにあたり、老人クラブの活動が重要であると思います。

(中委員)

計画の中で、自治会と決めつけてもいいのかという点が疑問です。他のところにも協力をお願いするであろうというのと、自治会というと自治会しかなくなってしまうのが懸念されるため、「自治会等」とするなど、自治会に固定されないような表現にするべきではないかと思います。

(石幡委員)

老人クラブというのは、地域の約30人を最小単位としています。地域という点から、自治会と言っています。PRについては、自治会以外にも行っていますから、「自治会や市民の皆さんに」という文面にしたらいかがと考えます。

(鎌田会長)

自治会活動の中で、老人クラブを作っているのが中心ということですね。

(石渡委員)

全国老人クラブ連合会では、会員はおおむね60歳以上の方を対象とし、歩いて集まることのできる小地域で、30～60人を標準とするとしているため、できるだけ小さい地域の中で、進められたら良いと思います。

(石幡委員)

実際の活動をみると、他の自治会から受け入れている老人クラブもありますが、地域が離れると連絡しづらいという点はあります。周辺の地域の人で30～60人を単位とすると活動しやすいということです。決して他地域の方を受け入れないということではありません。

(牧委員)

私の自治会はマンションですが、自治会加入率が65%です。老人クラブの活動に自治会から補助金を入れているので、自治会に入っていない方は老人クラブに入れられないという形になっています。自治会の会員でない方も老人クラブに入っていたいただきたいですが、制度的な課題があります。

(鎌田会長)

自治会から補助金が出ているということは初めて知りました。

(釜塚委員)

私の自治会では会長のなり手がおらず、他の自治会の状況を聞くと、順番を

決めるなどしており、積極的に地域に貢献しようとする方が少ない現状です。自治会の活動として魅力的なものもないと思います。

先日流山おおたかの森駅の前で園芸をやると多くの方が集まってきました。いろんなことを習っている人は個人的には多いですが、やっていることを披露する場がなかなかない状況です。年1, 2回、市が場を作ると、横のつながりが深くなっていくのではないかと思います。

(石幡委員)

8/8、9、10に、生涯学習センターで、流山市老人クラブ連合会が主催し、クラブ会員の作品展を開きました。8/9には、会員の芸能交流会を開催しました。各クラブの方が、自分たちの活動を披露し、市全体の交流の場として毎年開催しています。残念ながら、今年は広報ながれやまに掲載が間に合いませんでしたが、来年は掲載されます。老人クラブ全体としては、会員の発表の場を作っているところです。ちなみに今年度は、流山市から千葉県代表として2人の作品が出展されます。活躍の場を広げて、健康維持に関わっていきたいというのが老人クラブの考えです。

(鎌田会長)

第2回資料1-2、10pの老人クラブ活動の支援について「自治会等と協働して積極的に普及・啓発を行っていききたい」と入れることについて、事務局はいかがですか。

(木村高齢者支援課長)

「自治会等の地域住民への積極的な普及・啓発」という文言でいかがでしょうか。

(石幡委員)

よろしいかと思います。

(鎌田会長)

議論が長時間に渡りますことから、ここで10分間の休憩としたいと思います。再開はおおむね15時50分からとします。

【休憩】

(鎌田会長)

次に、議題3について説明願います。

【議題3説明】

(事務局)

議題3は「第7流山市障害福祉計画及び第3期流山市障害児福祉計画の策定について」でございますが、本日の配布資料はございません。

前回ご発言いただいた内容としては

- ・利用者増に伴うサービスの確保や予算の確保について
  - ・障害者等就労支援施設利用者負担金助成について
  - ・サービスを提供する団体について
  - ・サービス利用時間の推移について などでした。
- 前回に引き続き、討議をお願いいたします。

(鎌田会長)

それでは、前回に引き続き討議をお願いします。

(牧委員)

第2回資料3-2の15p、表のエの一番下に「車いす」とありますが、「いす」の表記はひらがなが正しいのでしょうか。

(宮澤障害者支援課長)

表記については、国の総合支援法の要綱などの書きぶりをそのまま使用しているため、通常ひらがなで記載しています。

(牧委員)

第2回資料3-2の18p、イ任意事業に、点字奉仕員の養成研修についてはありますが、手話についてはなくても良いのでしょうか。

(宮澤障害者支援課長)

手話奉仕員については、17pの一番上に記載しています。地域生活支援事業の必須事業として位置付けられ、実施しています。

(牧委員)

高齢者の場合は介護支援サポーター制度がありますが、障害者のためのサポーターのような制度はどのようなのでしょうか。介護支援サポーター制度ができた時、助成金が介護保険財政から支出されているため、障害者の方を対象としたものではないということでした。制度化はどのようなのでしょうか。

(宮澤障害者支援課長)

牧委員から、サポーター制度というご提案が今年度の審議会の第1回であったと記憶しています。我々としては、障害者団体として当事者が活動している団体がいくつかあり、この団体を支えるボランティアの方が存在して活動しています。市としては、広い意味ではサポーターということになるかと思いますが、このボランティアの方を育成し、一人でもボランティアに従事していただけるような取り組みをしていきたいと考えています。

(牧委員)

さつき園など知的障害の方がいるところは、大変喜ぶと思います。精神の方はなかなか勉強しないとボランティアできないとは思いますが、経験的に、知的障害の方に対してはできると思います。

(鎌田会長)

ご意見が出ないようなので、次回にもじっくり議論させていただければと思います。小野寺委員はいかがですか。

(小野寺委員)

次に改めて、皆さんで議論していただけたらと思います。

(鎌田会長)

次に、議題4について説明願います。

#### 【議題4 説明】

(池田社会福祉課長)

審議会内でいただいたご意見（重層的支援体制整備事業実施計画）について  
第2回審議会後のご意見（重層的支援体制整備事業実施計画）について

(鎌田会長)

それでは、只今の説明について、御質問や御意見はありますでしょうか。

(釜塚委員)

このことを、市民にどうやって説明し、納得してもらい、積極的に市へ相談など向かっていくよう、どのように体制を取っていくのでしょうか。

(田村健康福祉政策室長)

新しい事業として実施しますが、市民の方が積極的に新しい相談員に相談しに行くというよりは、既存の相談窓口へ行っていただいて、既存の相談窓口で対応が難しいような課題を、相談窓口から重層的支援体制整備事業の新しい相談窓口へ繋いだり、重層的支援会議に相談が持ち込まれたりといった形になります。

市民の方にも周知は必要ではありますが、積極的に来ていただくというよりは、市民の方には既存の相談窓口を利用していただき、既存窓口を支援していく、あるいは既存の相談窓口で対応できないようなケースを扱っていくというようなものになります。

(琉委員)

「第2回審議会後のご意見（重層的支援体制整備事業実施計画）の回答に、「職員の意識改革を図ります。」とある点について、以前私もやったことがあるのですが、関係機関の意識改革というのは大変難しいことと思います。どのようにこれを考えているのかお伺いしたいです。

私自身がやったのは、なぜこれをやるのか、どの部署がどのような仕事をするのかというのを、文化会館などの広いところで、関わる者をほぼ全員集めて説明しました。個々で説明しても、共通理解が得られないということがわかりました。市では、具体的にどのようなことを考えているのかを教えてくださいたいです。

(池田社会福祉課長)

意識改革というと、おっしゃる通り非常に難しい問題だと考えています。研修会的なものを定期的に繰り返し行い、職員に意識付けを行うのが必要と考えています。新しい課ができるので、この課だけで実施するというのではなく、全庁的、関係機関と協力し合い、みんなで解決していくという意識を持ってもらう必要があると考えています。

(琉委員)

同じ考えを持たせるというのが大変だと思います。意識させる、みんなでやっていくということは、全員が「自分の仕事だ」と思う必要があります。どこかがやってくれる、ついていけばいいという思いがある限りだめなのですが、この考えはなかなか捨てられません。

少しでも少なくするためには、上の人の考えも一致させる必要があります。特に現場の職員の意見も一致させない限りはうまくいきません。コツコツやっていくしかないのですが、やっていく人達が意識していないと、ただの言葉だけになってしまうというのが心配です。ぜひ頑張ってくださいたいと思います。

(伊原健康福祉部長)

おっしゃる通り、意識統一は難しいです。手段としては研修会というのも社会福祉課長からお伝えしていますが、具体の事例を部を超えて検証していくことが一つだと思っています。

たとえば引きこもりという状況の中には、実は家の中が片付けられていない、ごみの処理や隣家への枝木の問題、同居家族に障害を抱えている方がいて困っている、というような事例を、実感できるように提示するのが良いかと考えています。一見すると自分の部署に関係ないものに見えるケースであっても、自分の課で関わる方法を考えてもらうようにするという手法を考えています。ケースが現れた時を機会とし、この事業の主管部署を中心に関係会議を開き、関係課に通い、問題について検討してもらえないか、やりながらアプローチする

のが実際のところかと思えます。健康福祉部だけでは解決できない事案が既に出てきているため、全庁に広げていく必要性を感じています。簡単ではありませんが、積み重ねで醸成できるものだと考えています。

(南委員)

大変な事業だと思いますが、私たちができることがあれば教えていただきながら、進めていただきたいと思います。

相談に来られない方など、いろいろなことで悩んでいる方がいると思うので、一人でも多くの方を吸い上げていただけたらと思います。

また、第2回資料2-2について、障害者の「害」は、ひらがなや「碍」を使っている市町村があるため、ぜひご検討いただきたいと思います。

(宮澤障害者支援課長)

「害」の字については、時々いただくご意見と思っています。何年か前もこの議論があり、正式に流山市としては現在の「害」を使っていくという見解を示しています。当時の経緯の詳細はわかりませんが、当事者の方のご意見としては、ここにこだわるよりはというご意見があったのと、行政としては、ひらがなに変えるとなると多くの事務処理が発生してしまうことから、「害」を使うということになっていますが、ご意見として承ります。

(濱田委員)

「害」の字について、このあたりだと野田市だけかと思えます。

重層的支援体制整備事業の話に戻りますが、8050問題やヤングケアラーの問題は、重層的支援体制整備事業の対象ということだと思いますが、実際にそういった問題が起こったときは、今は地域包括支援センターの窓口が受け止めていたかと思えます。包括だけでは解決できないため、行政は何らかの支援をしていたと思えますが、どういったところがこれまでと違ってくるのでしょうか。

例えば80歳は地域包括支援センター、50歳は障害者支援課と割り振るのであれば、今までと変わらないのではと思いますが、どのような運用となるのでしょうか。

(伊原健康福祉部長)

既存の相談窓口や関係部署がもう少しのりしろを出せるか、例えば今の制度を改良できるかということと、誰かが必ず伴走をし続けるということ、今までより確実にやることだと思っています。いまでも頑張っていますが、もっとやらねばならない。

また、既存制度にないものは作る、行政として制度設計を行うということも見据えていかないといけないと考えています。

これを明言することで、名実ともに行政がしっかりするということを決意表明として示したいと思います。

(濱田委員)

これまでなかったものを作る、解決しなくとも伴走するなど、今まで行政が得意でなかったところとは思いますが、踏ん張りどころだと思います。

市民の住みやすい流山となるよう、期待しています。協力できることがあれば協力させていただきたいと思います。

(鎌田会長)

付け加えさせていただくと、私は新しい窓口が1つできるという理解でいます。今ある相談窓口を活かして、これを調整する会議をし、継続して関わっていくというところがこの事業の新しいところという理解で良いでしょうか。

(伊原健康福祉部長)

おっしゃる通りです。やり方についてはこれからもっと詰めなければいけないところです。

各委員から暖かいお言葉をいただきましたが、関係部署だけではなく、地域住民の方も場合によってはメンバーに入っていただくような、広がりを持つようなものなと思います。負担のない形でみんなが力を出し合って、一人の方も取り残さないように見守っていくというのが肝だと思います。引き続き皆様のお力添えをいただきたいと思います。

(小野寺委員)

先ほど南委員の発言の中での「害」という字について、当事者としてお話ししたいと思います。自分も障害者ですが、「害」という字はそのまま使っても違和感はありません。聞こえる皆様の心遣いありがとうございます。千葉県聴覚障害者団体の表記もそのままであり、そのままのところが多いため、自分としては表記については気にする必要はないと思います。また、流山市障害者連絡協議会に参加していますが、他の団体も特に不満なども聞いたことはありません。障害者は自己のアイデンティティを持って生活しているため、表記にこだわりはあまりありません。今後共生社会を目指し、聞こえる人の皆様と生活できることが目標です。今後ともよろしく願いいたします。

(鎌田会長)

時間の関係から、本日の議題に関する質疑は、ここまでとします。なお、本日審議を行いました議題についての答申を行うに際し、次回、9月29日に予定している第4回審議会と、10月10日に予定している第5回審議会でご意見・ご提案が集約できるようご協力をお願い致します。

(鎌田会長)

次に、その他ですが、事務局から何かございますか。

(事務局)

審議時間を確保する観点から、事前に質疑やご意見等がありましたら、お配りしています様式に御記入のうえ御提出ください。なお、この様式以外での提出も可能ですので、御協力よろしく申し上げます。

(鎌田会長)

その他に何かございますか。

(事務局)

事務局から1点、ご連絡でございます。

次回、第4回の福祉施策審議会の開催日時と場所の予定についてです。

令和5年9月29日(金)午後2時から、ケアセンター4階 第1・第2研修室で開催します。

配付した資料については、次回もお持ち頂きますようお願いいたします。

たいへんお忙しい中とは思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

(鎌田会長)

本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。

御協力ありがとうございました。

(司会)

鎌田会長には、議事進行ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第3回流山市福祉施策審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。